

平成27年度 第2回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成28年3月18日(金) 午後1時58分～3時05分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1107会議室
- 3 委員の出席 10名中、9名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶 勝木会長、岩本農林水産部次長

議 事 次第に基づき、順次説明し質疑応答

- (1) 平成27年度海面利用者講習会の結果報告について

事務局

平成28年2月23日(火)に石川県漁業協同組合佐々波支所講堂(七尾市)において開催し、漁業者及び遊漁者等54名が参加した旨を報告した。

講習内容は以下のとおり。

【講習内容】

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①漁業関係法令等について | 石川県農林水産部水産課 田中主幹 |
| ②海難事故防止について | 七尾海上保安部警備救難課 菅救難係長 |
| | ” 交通課 蔭田航行管理官 |

委員

- ・遊漁者の受講が少ないので、もっと遊漁者に受講してもらえるような参集方法を検討した方がよい。委員の所属機関はできる範囲で協力する。
- ・漁業者、遊漁者を問わず118番の仕組みや使い方についての認識が薄いので、海上保安部は周知方法を工夫した方がよい。

- (2) 遊漁船のあかいか釣りに係る光力について

事務局

第1回の本協議会を受け、他県での遊漁船のあかいか釣りに係る光力の取扱い状況について調査した結果を報告するとともに、沿岸漁場整備開発法に基づく漁場利用協定の概要について、他県の事例を含めて説明した。そのうえで、本県の現状から、遊漁船のあかいか釣りに係る光力の取扱いについては、当面は、県が規制するのではなく、地域ごとの自主的なルールを尊重し、特に遊漁船業者に対しては、遊漁船業務主任者講習等の機会を捉え、漁業者に配慮した集魚灯の使用について理解を求めていくこととしたい旨説明し、委員の意見を聴取した。

委員

遊漁船のあかいか釣りに係る光力のトラブルについては、現段階ではごく一部の地区で起きたものであり、全県的な問題とはなっていない。また、本県では地区ごとに定めた自主的ルールでの光力の大きさも様々であることから、公的な規制を設けた場合は、大きな問題となることが懸念される。

協議の結果

当面は、これまでどおり各地区ごとの自主的なルールを守ってもらうよう、特に遊漁船業者に対して協力を依頼していく。そして、今後この問題が再燃し調整が難しくなった場合には、改めて方策を検討していくこととした。

(3) その他

事務局より遊漁船の事故防止、けん銃・麻薬等の密輸防止に関する啓発リーフレットの概要を説明し、講習会などの機会に遊漁船業者、遊漁者、漁業者に対して周知・啓発していくうえで、委員の所属機関への協力を求めた。

事務局

「遊漁船を運航利用される皆様へ」：国土交通省運輸安全委員会作成について

近年の遊漁船の事故の特徴は、船長や乗組員に比べて乗客に死傷者が多いこと、また、釣りを終えた帰港中に起きることが多いとのことで、慣れた航路でのわずかな気の緩みが大事故に繋がるケースがある。出港から帰港までの間、気を緩めず運航するよう注意が必要である。

「けん銃・麻薬の密輸防止にご協力を！」：財務省・税関について

麻薬等の密輸の際、洋上において漁船による取引が増えているため、こうした取引に関与しないようにすること、また漁船が使われないよう知人であっても他者に船を貸与しないようにしなければならない。

委員

いずれも講習会等のあらゆる機会を捉えて周知・啓発をして欲しい。